

共産党要望項目一覧

平成29年度当初分

| 要望項目 | 左に対する対応方針等 |
|---|---|
| 【戦争する国づくりを許さない】 | |
| (1) 南スーダン派遣の自衛隊の撤退、憲法違反の安保関連法の廃止と集団的自衛権の閣議決定撤回を求めること。 | 南スーダンでのPKOへの参加は外交・防衛問題であり、国の専権事項であることから、政府自らが南スーダンについての的確な情報を元にして、適切に対応されるものと認識しており、県として、撤退を求めることは考えていない。 また、安保関連法の廃止、集団的自衛権の閣議決定撤回についても、防衛問題であり、国の専権事項であることから、廃止・撤回を求めることは考えていない。 |
| (2) 北東アジアの諸問題を武力ではなく話し合いによる平和的外交交渉で解決する、「北東アジア平和協力構想」を求めること。 | 北東アジアの平和維持など外交については国の専権事項であり、国に要望することは考えていない。 |
| (3) 北朝鮮によるミサイル発射が続いている。北朝鮮の核・ミサイル問題解決のため、従来の延長線上にとどまらない外交的対応、とりわけ中国を含む国際社会による制裁の厳格な実施・強化を求めること。また、6か国協議の「共同声明」、日朝ピョンヤン宣言に立ち返り、核・ミサイル・拉致・過去の清算の包括的解決を目指すよう求めること。 | 北朝鮮による核・ミサイルについて、断固たる対応を国に対して求めている。また、本県出身の松本京子さんをはじめとするすべての政府認定拉致被害者及び特定失踪者の一刻も早い帰国を実現し、拉致問題を完全解決することを、様々な機会を捉えて国に要望している。 |
| 【核兵器廃絶】 | |
| (1) 国連総会で、核兵器禁止条約の締結交渉を開始する決議が圧倒的多数の賛成で採択された。全自治体非核自治体宣言の県として、核兵器禁止条約締結を求め、核兵器廃絶の意思を改めて内外に発信すること。 | 条約の締結など外交については、国の専権事項であり、国において十分な議論を行い、国民の理解を得て進めていただきたい。 |
| 【米軍基地・自衛隊問題】 | |
| ○住民や自治体首長の声を無視して強行されている、沖縄の辺野古への新基地建設や、東村高江へのヘリパッド建設などの米軍基地強化は、沖縄の負担軽減にもつながらず、住民自治・地方自治の破壊であり、他人ごとではない。基地強化に反対すること。 | 沖縄の辺野古への新基地建設や東村高江へのヘリパッド建設は、アメリカと沖縄の米軍基地の整理・統合・縮小に関するSACO合意に基づき行われており、外交・防衛に関する事項で国の専権事項であることから、反対することは考えていない。 ※SACO…沖縄に関する特別行動委員会 (Special Actions Committee on Okinawa) |
| ○原因究明も行われぬまま、墜落したオスプレイの飛行と空中給油が再開された。今後国内でのオスプレイの配備や飛行訓練の拡大が計画され、鳥取県も飛行ルートに入っている。飛行再開への抗議と配備・飛行中止を求め | オスプレイの飛行訓練ルートに鳥取県上空が含まれているかどうかは、中国四国防衛局に問い合わせたが、米軍の公表ルートには含まれておらず、承知していないとのことであった。 オスプレイの飛行再開については、米軍が空中給油訓練再開に向けて取った安全対策を国において検討され、有効であることを確認した上で、再開を理解されたものと承知しており、配備や飛行 |

| 要望項目 | 左 対 する 対 応 方 針 等 |
|---|---|
| ること。 | 中止を求めることは考えていない。 |
| ○岩国基地には、今月核弾頭搭載可能な最新鋭のステルス性戦闘機F35B配備（発火事故があった）（16機）、厚木基地から空母艦載機部隊の移駐（60機）で、戦闘機は倍以上の130機となり、アジア最大の航空基地となろうとしている。岩国基地からの低空飛行訓練の激化が予想される。岩国基地の強化と米軍機低空飛行訓練の中止を求めること。 | <p>岩国基地への空母艦載機部隊の移駐計画は、日米両政府間で合意された在日米軍再編計画によるもので、外交・防衛に関する事項であり、国の専権事項であることから、これらに関する要望等を行うことは考えていない。</p> <p>また、米軍機の低空飛行訓練については、目撃情報が継続していることから、市町村と協力した監視体制を継続し、今後も引き続き、目撃情報の都度、適切な措置を求めていくとともに、国に対して日米合同委員会合意を遵守し、住民に危険を及ぼし不安を与え、住民の平穏な生活を乱すような飛行訓練が行われないよう米軍に要請等を行うことを強く要望していく。</p> |
| ○オスプレイの墜落事故で空中給油の危険性が改めて明らかとなった。美保基地への空中給油機の配備に反対すること。境港市が住民説明会を打ち切っているが、もっと住民説明するよう境港市、米子市に求めること。 | <p>空中給油機の配備は基地周辺住民の皆様の生活環境に関わる重要な事柄であることから、安全性や静ひつ度についての十分な検討が必要と考えており、現在、地元米子市、境港市に意見照会をしているところ。</p> <p>なお、今後の住民説明会については、地元米子市、境港市が住民の方々とお話しになってお決めになるものと考えている。</p> |
| 【憲法改悪を許さない】 | |
| ○自民党改憲案（9条削除で国防軍の設置、緊急事態条項による総理への権限集中、基本的人権の不可侵規定の削除）を押し付けようとしている、安倍政権の憲法改定に反対すること。 | 憲法改正、国防といった事項は、国政の最たる課題であり、憲法改正そのものが、国会の発議に基づき国民投票で決するものである以上、改正発議権のある国会の場で十分な議論を望む。 |
| ○憲法の思想信条の自由に反する、共謀罪に反対すること。 | 国の刑罰法規に関する事項であり、国会において十分な議論をしていただくべきものとする。 |
| 【歴史認識、領土問題】 | |
| ○日韓合意は、問題解決の出発点であり、すべての元の慰安婦が人間としての尊厳を回復してこそ真の解決になる。そのために日本政府は韓国政府と協力して誠実に力を尽くさないといけない。慰安婦問題での軍の関与と強制を認めた「河野談話」は、歴史の研究、歴史教育を通じて、このような問題を長く記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さないと明記している。過去の侵略戦争を謝罪し、歴史の事実を語り継ぐことは日本の責務である。日韓交流を進める鳥取県として、河野談話の立場を堅持すること。 | 近隣諸国との歴史認識をめぐる問題は、我が国の外交に直結する問題である。外交は国の専権事項であることから、国において適切に検討・処理されるべきものであり、県として意見を表明することは考えていない。 |
| ○日露首脳会談は、領土問題解決はなんら進展がなかった。プーチン大統領が、戦後処理の領土不可侵の原則を逸脱 | 外交に関する事項は国の専権事項であり、国において十分な議論を行い、国民の理解を得て進めていただくものと考えている。県としては、これまでから行っているロシア沿岸地方との交流関係を維 |

| 要望項目 | 左 に対する 対応方針等 |
|---|--|
| <p>して、「千島列島の引渡し」を取り決めたヤルタ協定を全面に押し出し、千島列島、歯舞、色丹の不法な占拠を正当化し、「領土問題は存在しない」と公言した。安倍総理は、経済協力を進めればいずれ領土問題の解決に道が開けると、共同経済活動の交渉開始で合意したが、これでは問題解決にならないだけでなく、ロシアによるクリミア併合に対して、G7、EUなど国際社会が経済制裁を行うもとの、日本がロシアと経済協力をすすめることは、対ロシアの国際的な取組みを崩すことになる。知事は今回の経済協力を評価しているが、評価すべきではない。</p> | <p>持しながら、経済・文化・観光・青少年等の交流を引き続き進めることで平和に貢献したいと考えている。</p> |
| <p>【貧困と格差を正す経済民主主義の改革を】</p> | |
| <p>(1) 貧困と格差を広げ、破綻した、アベノミクスの中止を求めること。</p> | |
| <p>○アベノミクスが始まって4年。日銀の異次元の金融緩和や3年間で4兆円の大企業減税で、大企業は3年連続で史上最高益を更新し、大株主など富裕層にも巨額の富がもたらされた。しかし労働者の実質賃金は3年で17.5万円減少し、家計消費は実質13か月連続で対前年比マイナス。アベノミクスの破たんは明瞭である。しかも、アベノミクスが、貧困と格差を広げ、社会と経済の危機を更に深刻にしている。その特徴は、富裕層への富の集中、中間層の疲弊、貧困層の拡大に表れている。株価つり上げ政治で、巨額の富を、純金融資産5億円以上を保有する超富裕層は、一人当たりが保有する金融資産は、1997年～2013年に2倍（6.3億円から13.5億円に）増えた。中間層の疲弊は、労働者の平均賃金は、1997年をピークに年収で55万6千円減少。所得階層別の給与所得者数は、増加しているのは2,000万円以上の一部の高額所得者と年収500万以下の層で、年収500万～1,000万の層は減少。非正規労働者の増加で低賃金労働者が増え中間層がやせ細っている。貧困が広がり、1997年から2012年で日本の貧困率は14.6%から16.1%となり、OECD34か国でワースト6位。子どもの貧困率は13.4から16.</p> | <p>アベノミクスについて、現時点で中止を求める考えはない。一方で子どもの貧困対策をはじめとする低所得対策は県としても重要課題と認識しており、「低所得者のくらし安心対策チーム」を設置して対策に取り組んでいるところである。</p> |

| 要望項目 | 左に対する対応方針等 |
|---|--|
| 3%に。ワーキングプアは、4.2%から9.7%に、貯蓄ゼロ世帯30.9%と3倍に。格差と貧困を広げたアベノミクスは中止すべきである。 | |
| (2) 中間層の疲弊の克服を国の経済政策の基本にすえるようもとめること。 | |
| ○今日の格差と貧困の特徴は、中間層のやせ細りがあり、中間層の疲弊の克服を経済政策の基本にすえる必要がある。そのためにも次の4つの改革を求めること。 | |
| ①税金の集め方の改革は、消費税10%への増税はきっぱり中止を求め、大企業や富裕層への優遇税制ではなく「能力に応じて負担する、公正・公平な税制」を求めること。 | 少子高齢化の急速な進展や国・地方ともに極めて厳しい財政状況の下で、国民が安心し、希望が持てる社会保障の実現が求められていることを踏まえれば、国・地方双方にとって増嵩する社会保障費の安定財源の確保は避けることのできない喫緊の課題であり、消費税引上げの中止を求めることは考えていない。 |
| ②税金の使い方の改革は、安倍政権の社会保障の自然増削減路線を中止し、社会保障を拡充するよう求めること。 | 国の平成29年度予算案においては、厳しい財政状況を踏まえ、高齢化により膨らみ続ける社会保障費の伸びを最小限(5,000億円の増)に抑制する一方で、保育士や介護職員の処遇改善などの施策を拡充するなど経済再生と財政健全化の両立の実現に向けた予算案が編成されており、社会保障の自然増削減路線の中止等を国に求めることは考えていない。 |
| ③働き方改革は、「8時間働けば普通にらせる社会」となるよう、「残業代ゼロ法案」などの長時間過密労働の雇用破壊は許さず、安心して働けるルールをつくるよう求めること。 | 関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会、働き方改革実現会議において議論されているところだが、「賃金引き上げと労働生産性の向上」、「時間外労働の上限規制の在り方など長時間労働の是正」が働き方改革実現会議の検討項目とされており、国の今後の取組を注視していきたい。 |
| ④産業構造の改革は、「大企業と中小企業、大都市と地方の格差を是正」するため、2倍も差がある大企業と中小企業の労働者の賃金格差を解消するための手立てを取り、中小企業や農林水産業などの抜本的支援強化を図ること。 | 平成28年7月1日に中小企業等経営強化法が施行され、労働力人口の減少、企業間の国際的な競争の活発化等の経済社会情勢の変化に対応し、中小企業・小規模事業者等の経営強化を図るため、各事業所管大臣が事業分野別指針を策定するとともに、中小企業・小規模事業者等への固定資産税の軽減や金融支援等の特例措置が講じられたところであり、引き続き国の取組を注視していく。 |
| 【税制】 | |
| ○年間売り上げ3,000万から1,000万円に引き下げられた消費税免税点を引き上げること。 | 消費税免税点制度は、中小事業者の事務負担軽減等の観点から、消費税創設時から設けられている特例措置であるが、免税事業者が全体の6割を占めている当時の状況から、消費者の支払った消費税相当額が国庫に入っていないのではないかと国民の不信感を解消し、消費税に関する国民の信頼性や制度の透明性を向上させるために平成15年度税制改正により改正されたものと認識しており、引上げを求めることは考えていない。 |
| ○所得税・住民税の最高税率65%から50%に引き下げられたが、元の水準に戻すこと。配当や株式譲渡所得税 | 個人所得課税については、課税の公平性や望ましい税収規模など、国において租税制度全体の制度設計の中で検討されるべきものと考えことから、制度の見直しを求めることは考えていない。 |

| 要望項目 | 左に対する対応方針等 |
|---|---|
| 率も同様の税率に引き上げること。富裕税を創設し、保険料等の上限を撤廃し、累進性の徹底を求めること。 | |
| ○外形標準課税は、安倍政権以前に戻すよう求めること。 | 外形標準課税は、赤字法人であっても一定の行政サービスを享受している状況にあることから、受益の程度に応じて税負担を求めるべきという観点から、現在は大企業（資本金1億円超、対象法人数は全国で約1%）に限って導入されているところであり、制度の見直しを求めることは考えていない。 |
| ○研究開発減税や、連結納税制度、受取配当益不参入制度などの大企業優遇税制の抜本的見直しと、為替取引税の創設を求めること。 | それぞれの制度は、次のような目的で導入されており、大企業を優遇するためのものではないと認識していることから、見直しを求めることは考えていない。 <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発税制 企業の研究開発のための投資の促進による成長力、国際競争力の強化 ・連結納税制度 企業集団を一つの課税単位とすることによる実態に即した適正課税の実現、組織再編の促進 ・受取配当益不算入制度 支払配当には法人税が課されることから、受取配当への二重課税防止 なお、為替取引税について、目的や概要など意図するところをよく認知していないが、為替取引等により得た所得については既に課税されているところである。 |
| ○生計費非課税が原則であり、配偶者控除の廃止縮小に反対し、基礎控除を引き上げるよう求めること。高齢者の公的年金控除の最低保証額を120万から140万に戻し、所得500万以下の高齢者の高齢者控除の復活、高齢者の住民税非課税限度額の復活を求めること。 | 個人所得課税については、課税の公平性や望ましい税收規模など、国において租税制度全体の制度設計の中で検討されるべきものと考えことから、制度の見直しを求めることは考えていない。 |
| ○住民税の年金からの特別徴収は、個人の希望で普通徴収に変更できるようにすること。 | 公的年金等の所得に係る個人住民税の特別徴収は、平成20年度税制改正により、年金受給者の利便性の向上や市町村の徴収事務の効率化を図る観点から導入されたものであり、現行制度の変更を求めることは考えていない。 |
| ○庶民への課税強化と社会保障給付削減を狙った「マイナンバー」制度の廃止と、これ以上の適用拡大をしないよう求めること。 | マイナンバー制度は、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくし、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えるようにするために導入される制度であり、廃止を求めることは考えていない。 また、現在国において更なる効率化・利便性の向上が見込まれる分野について、制度の趣旨や個人情報保護等に配慮しつつ、マイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用が進められているところであり、現時点で適用拡大の凍結を求めることは考えていない。 |
| ○ふるさと納税は、本来のふるさとを愛する気持ちを表現するものとなるよう、「返礼品競争」はやめること。 | 本県では、寄附に対する感謝の気持ちと併せて、特産品や観光資源のPRなど地域の活性化に繋がるものとして、県内企業の協力を得て返礼品を送っている。制度本来の趣旨や仕組みを踏まえて、引き続き節度を持って適正に運用していく。 |
| 【雇用】 | |
| ○最低賃金を直ちに時給1,000円以上、1,500円を目指すよう求め、早期実現のため、中小企業に対し賃 | 最低賃金引き上げを行う企業を支援するため、国（厚生労働省）において業務改善助成金制度が設けられており、28年8月から助成対象、助成額等が拡充された。 |

| 要望項目 | 左に対する対応方針等 |
|--|---|
| <p>金助成や社会保険料の減免支援を本格的に行うよう求めること。</p> | <p>助成対象：時間給800円未満の労働者の賃金を引き上げた中小企業等⇒1,000円未満に拡充 助成額：上限100万円⇒200万円に増額 また、最低賃金法に基づく最低賃金の決定は厚生労働省及び労働局の専権事項であり、要望があったことについては労働局に伝えたい。</p> |
| <p>○「残業代ゼロ法案」（高度プロフェッショナル制度、裁量労働制の拡大）に反対すること。</p> | <p>労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会、働き方改革実現会議において議論されているところだが、高度プロフェッショナル制度、裁量労働制の拡大を盛り込んだ労働基準法改正案については、国会において審議されているところであり、審議の状況を注視していきたい。</p> |
| <p>○大臣告示の法制化（残業時間年間360時間、週45時間）や、36協定の廃止で、残業時間の法的規制を行うこと。</p> | <p>労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会、働き方改革実現会議において議論されているところだが、国会において日本共産党、民進党、自由党、社民党が提案した長時間労働規制法案が審議されているところであり、審議の状況を注視していきたい。</p> |
| <p>○欧米では行われている連続休息時間は最低11時間をとる「インターバル規制」で、過労死を生む長時間過密労働の解消を求めること。</p> | <p>労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会、働き方改革実現会議において議論されているところだが、勤務間インターバル制度については来年度から国の助成金制度が開始される予定であり、その状況を注視していきたい。</p> |
| <p>○労働者派遣法を抜本改正し、派遣労働は一時的臨時的なものに制限するよう求めること。</p> | <p>労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会、働き方改革実現会議において議論されているところであり、国の今後の取組を注視していきたい。</p> |
| <p>○労働基準法、男女雇用機会均等法、パート労働法、派遣法に、「均等待遇」「同一労働同一賃金」の原則を明記させ、格差をなくすこと。</p> | <p>労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会、働き方改革実現会議において議論されているところだが、働き方改革実現会議において同一労働同一賃金についてガイドライン等の議論がされており、国の今後の取組を注視していきたい。</p> |
| <p>○公契約法・条例の制定をすすめ、官製ワーキングプアをなくすこと。</p> | <p>公契約条例の制定については、最低賃金法等の労働法制との整合性などについての問題点があり、むしろ国が法律によって制度化すべきものであり、国で制度設計をきちんとしていただくことが適当と考えている。 また、平成21年には県議会において公契約法の制定を国に求める意見書を提出されている。 このような状況を踏まえ、引き続き国や他の地方自治体の動向を注視していきたい。</p> |
| <p>○悪質な企業名の公表、不払い残業代を2倍にするなどブラック企業を規制するルールを求めること。</p> | <p>労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会、働き方改革実現会議において議論されているところだが、違法な長時間労働を行わせている企業名の公表基準を拡大し、是正指導を強化するなどの『過労死等ゼロ』緊急対策が1月から開始されたところであり、その状況を注視していきたい。</p> |
| <p>○解雇規制法に、最高裁判例の「整理解雇4要件」（人員削減の必要性、解雇回避努力義務、人選の合理性、解雇手続きの妥当性）を明文化するよう求めること。</p> | <p>労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会、働き方改革実現会議において議論されているところであり、国の今後の取組を注視していきたい。</p> |
| <p>○事業所の閉鎖や、移転、縮小の際に自治体と協議する仕組み（リストラアセスメント制度）の創設を求めること。</p> | <p>労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会、働き方改革実現会議において議論されているところであり、国の今後の取組を注視していきたい。</p> |
| <p>○ハローワークの県移管はやめ、国による無料職業紹介の</p> | <p>地方版ハローワークの創設（職業紹介に係る権限移譲）を受け、国が就職困難者中心のセーフティ</p> |

| 要望項目 | 左 に 対 す る 対 応 方 針 等 |
|--|--|
| 保障を求めること。 | <p>ネット機能のハローワークに対して、一億総活躍やI J Uによる産業人材の確保を新機軸として、全国初の「鳥取県立ハローワーク」を開設（7月予定）し、県の「産業施策」「雇用施策」「移住施策」と一体となった地域の課題解決のための「攻めのマッチングモデル」の構築について当初予算で検討している。</p> <p>・鳥取県立ハローワーク設置事業 131,301千円</p> |
| 【中小企業・地域経済】 | |
| <p>○小規模企業振興基本法が制定され、事業の持続的発展の重要性を明確にし、国、地方自治体に施策の策定と関係団体との連携を責務とし、個人事業主、従業員5人以下の「小企業者」などを「地域経済の主演」と位置づけている。2014年度の中小企業白書ではこの小規模企業法について「パラダイムシフト」と明言し、従来の基本法との違いを強調している。しかし、安倍政権が実際に進めている施策では基本法と逆行する面が出てきており、あらためて小規模企業振興法の理念にもとづき、実際に支援施策を前進させることが求められている。県として、5人以下の事業所への聞き取り調査をし、ニーズをつかむことから始めること。</p> | <p>企業支援の現場においては、時間をかけて信頼関係を醸成しなければ把握できない経営事情や業界・業種特有の背景事情などを押さえる必要があり、聞き取り調査方式には限界もあると考えている。このため本県では、商工団体の経営支援員の定数を大きく増やし、信頼関係を醸成しながら事業者個々の実態を直接把握・支援することとしている。</p> |
| <p>○「経済好循環実現にむけた労使会議」で、取引先企業の仕入れ価格の上昇を踏まえた取組みについて適正な取引価格の形成が合意されているが、買い叩きがある。取締りを強化すること。下請け振興法に基づき、下請け中小企業の適正な利益や、労働条件の改善が可能となるような振興基準となっているか、実態はどうか調査をすること。下請け検査は申告まちではなく、抜き打ち検査など主導的に検査に入るシステムをつくること。下請けGメンの設置など、検査官の増員をすること。</p> | <p>国において下請法関連法令の運用強化が進められているところであり、引き続き今後の取組を注視していきたい。</p> <p>県においては、中小企業者が下請け等、取引上の相談を受けるため（公財）鳥取県産業振興機構に設置している「下請けかけこみ寺」と連携を図りながら、中小企業の経営安定、体質強化に向け、補助金や融資などの支援策を当初予算において検討している。</p> <p>・鳥取県版経営革新総合支援事業 1,205,598千円 ・企業自立サポート事業 662,610千円</p> |
| <p>○下請け代金法の罰金額を引き上げ、課徴金を設定すること。</p> | <p>下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準の改正など、国において下請法等の運用強化に向けた取組が進められているところであり、引き続き今後の取組を注視していきたい。</p> |
| <p>○「地域金融活性化法」「条例」を制定し、金融機関の地域への貸し出し状況を公表させるなど、資金供給を円滑化するルールをつくること。</p> | <p>金融機関の検査・監督は、国（金融庁）の専権事項であり、金融機関の地域への貸し出し状況についても、金融監督の一環として国が定める金融監督の指針に基づき、各金融機関がホームページ等で地域密着型金融の取組状況を公開するなどしており、県として条例制定する考えはない。</p> |
| <p>○「一般保証」制度に導入された「部分保証」を廃止し、全額保証に戻すこと。これ以上の保証協会保証割合の削</p> | <p>部分保証は、信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者に対して適切な支援を行うことを目的として金融機関にも貸し手として責任ある立場を求めるため導入</p> |

| 要望項目 | 左に対する対応方針等 |
|--|--|
| 減を許さないこと。保証協会保証料の減免や分割支払いを認めること。 | <p>されたものであり、金融機関による経営支援への取組強化が期待できるなど、一概に問題があるものではないと考える。現在、国において信用保証の見直しが行われており、その動向を引き続き注視したい。</p> <p>信用保証協会の保証料については、県制度融資では、資金の種別に応じて負担軽減を図っており、さらに平成25年度の経済対策以降、小規模事業者融資や創業支援資金などについては、さらに保証料を引き下げ、一層の負担軽減を図っているところである。なお、信用保証料の分割返済も利用者により選択可能であると確認している。</p> <p>・信用保証料負担軽減補助金 279,026千円</p> |
| ○県産材利用以外にも、住宅リフォーム助成制度を拡充すること。中心市街地活性化法以外でも商店リフォーム助成を行うこと。 | <p>住宅の改修等に対する支援は、明確かつ具体的な政策目的に基づき行うことが必要であり、単なる住宅リフォームへの支援は考えていない。</p> <p>なお、一部市町村では、地域の実情に応じた独自のリフォーム助成を実施しており、今後、政策目的に沿ったものであれば市町村と連携した制度の創設を検討する。</p> |
| ○国と自治体の中小企業向けの官公需発注率を引き上げること。小規模事業登録制度は入札参加資格を要件としないこと。 | <p>中小企業の受注機会の増大につながるよう閣議決定されている国の基本方針に準じて対応している。</p> |
| ○町工場の固定費の負担軽減のため、リース料の支払い猶予を広げること。機械施設リース料や仮工場の家賃直接補助を行うこと。 | <p>中小企業に対する県の助成制度は、雇用の維持・確保に向けた新事業展開や商品開発などの取組を積極的に行う企業を奨励するものであり、中小企業の固定費を無条件に助成することは考えていない。</p> |
| 【TPP協定、平等・互恵の経済関係を】 | |
| ○TPP離脱を表明しているトランプ氏がアメリカ大統領に就任することとなり、TPP協定・関連法は発効の見通しはなく、また残しておくことは高レベルの譲歩を求められることとなるため、関連法律を廃止すること。 | <p>関連法案の施行日は「TPP協定が日本国について効力を生ずる日」とされており、TPP協定の発効がなければ施行されることは無いため、関連法案廃止の必要はないものとする。</p> |
| 【農林水産業】 | |
| (農業) | |
| ○FTA・EPAに反対すること。 | <p>FTA及びEPAなど国家間の貿易交渉は、国益を損なうことがないよう、国が責任をもって交渉を行うべきものである。なお、本県農業に悪影響が見込まれる場合には、必要な対策を講じるよう国に要望していく。</p> |
| ○ミニマムアクセス米を廃止すること。 | <p>ミニマムアクセス米は自由貿易拡大の流れの中で設定されているものであり、廃止を求めることは考えていない。</p> |
| ○新規就業者支援法を制定し、研修、農地確保、資金、販路・技術経営支援、住宅など総合的な支援体制を整備するよう求めること。 | <p>新規就業者に対する支援については、農業経営基盤強化促進法に基づき、国、都道府県、市町村等の関係機関・団体が相互に連携しつつ、補助事業、資金等の支援施策も講じながら、相談から研修、就農まで総合的に実施しているところであり、国に対して、新規就業者支援法の制定を求めることは</p> |

| 要望項目 | 左 に 対 す る 対 応 方 針 等 |
|--|---|
| | 考えていない。 |
| ○財界主導の農協改革を中止し、農業関係団体の役割を重視する。総合農協の実質的解体となる農協改革に反対し、農協の自主性、独立性を尊重し、組合員、役職員が力を合わせて協同組合としての役割が果たせるよう、国や自治体も協力すること。 | 昨年4月に施行された改正農協法は、単位農協における信用・共済事業の取扱いについて、各単位農協の自主的な判断に委ねることとするなど、農協組織の解体につながるものでないと考えている。なお、「農業競争力強化プログラム（H28.11.29政府決定）」に位置づけられた全農改革についても、全農主体の自己改革を尊重する内容で決着し、全農グループは自主的な改革を強く推進するとしており、国も後押しする意向を示している。 |
| ○株式会社の農地所有の解禁や農業生産法人の企業比率を高める要件緩和に厳しく反対すること。農業特区を適用しないこと。農地の利用は農家とその共同組織を優先し、株式会社一般の農地進出に厳しい監視と規制を強めること。 | H28年4月に施行された改正農地法により、農地所有適格法人（旧農業生産法人）に対する出資規制や構成員要件の緩和が行われたところであるが、本県における農地の受け手の決定については、地域の営農活動に悪影響を及ぼすような企業参入が行われないように、地域で話し合いを行い、地域の担い手あるいは地域外でも話し合いで認められた担い手に農地を集積することを基本としている。 |
| ○農地中間管理機構を通じた農地の集積においても、地域の多様な担い手を優先するようにし、地域外の大規模経営や法人への貸し出しは制限すること。中間管理機構の業務に、耕作放棄地の復旧と保全を位置づけ、機構の責任で一定期間管理できるようにし、自治体、農協、農業委員会と協力して農地の維持・利用改善に役立てるようにすること。 | 農地中間管理事業による農地の集積において、農地の受け手を決定する際は、地域での話し合いを基本とし、その地域で既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないこと等を考慮することとされている。 また、農地中間管理事業は、耕作放棄地対策と連動した制度となっており、遊休化した再生可能な農地のうち、借受けの見込みのある農地は、農地中間管理機構が3年程度まで借り受け、必要に応じて耕作可能な状態に再生し、貸し付けている。 |
| ○農産物の価格保証を中心に、所得補償を組み合わせ、生産コストをカバーする対策をとること。 | 対象品目の枠にとらわれず農家ごとの農業経営全体を対象とした収入減少を補填する収入保険制度が1月召集の通常国会で議論される予定であり、その動向を注視したい。 |
| ○日本型直接支払いや経営安定対策は更なる充実をもとめること。コメの戸別所得保障制度を復活させること。 | 経営安定対策については、担い手農業者等の支援に有効な施策であり、制度の継続も含めて要望しているところである。 米の所得補償制度については、国が進めている水田フル活用対策等が有効であり、国に方針の見直しを求めることは考えていない。 |
| ○コメの生産調整は、水田における麦・大豆・飼料作物などの増産と一体で取り組むこと。そのために、転作作物の条件を思い切って有利にするなど、増産できる条件を整えることを優先すること。当面、麦・大豆・飼料作物などの助成金を10アールあたり平均で5万円（現行3万5千円）に増額し、地域農業の実態をふまえて配分できるようにすること。米粉・飼料用米には、10アール平均8万円の助成、原料として受け入れる地場の加工企業などへの支援を強め、増産に見合っって輸入を抑制するなど、安定した販路・需要先を確保すること。 | 水田活用の直接支払交付金は、地域に合った産地づくり支援や担い手農業者等の経営多角化支援に有効であり、今後も維持・継続を国に要望していくが、現段階で、麦・大豆・飼料作物等への助成金額を県として増額することは考えていない。 県内の飼料用米については、助成金の交付額が10アール当たり平均8万円となるよう支援していくとともに、安定した販路・需要先の確保についても支援していく。 |

| 要望項目 | 左 対 する 対 応 方 針 等 |
|--|--|
| ○酪農・畜産は、自給飼料への転換を。加工原料用の乳価に生産費を基準とする不足払い制度を復活させ、対象を、チーズや生クリームまで広げること。 | 飼料自給率の向上に向けこれまでも取り組んでおり、引き続き畜産経営の安定に資するよう取り組みたい。また、現在の制度である加工原料乳生産者補給金制度は、生産費を基準とした補給金制度であり、既にチーズや生クリームも制度の対象とされている。 |
| ○指定生乳生産団体制度を維持するよう求めること。 | 本制度は、指定生乳生産者団体以外への補給金の交付や生乳の部分委託を容認する仕組みに見直すこととなった。今後は、需給調整の実効性の担保や部分委託の場当たりの利用を認めないことも含め、国が基本的スキームを設計した後、関係者との十分な調整を経て法改正が行われることから、国の動向を注視し、必要に応じて国に働きかけていきたい。 |
| ○肉用子牛補給金や牛・豚肉の価格・経営安定対策は、単価や補てん水準を引き上げ、再生産が可能になるよう改善・充実すること。肉牛・豚マルキン制度はT P P 関連法から切り離しての法制化をはかること。 | 肉用子牛生産者補給金や牛・豚肉の経営安定対策は、国内の畜産農家が安定した畜産経営を図るために国が実施すべき対策であり、国の動向を注視したい。 |
| ○飼料作物の増産を支援するため、水田・畑・採草地への直接支払いを拡充するとともに、増産が計画されている飼料用米の保管・流通施設など飼料の広域流通体制を整備すること。円安がもたらした飼料価格の高騰による畜産経営の破たんを防ぐため、配合飼料価格安定基金からの補てんを安定的なものにするために万全な財源を確保すること。 | 水田活用の直接支払い交付金により飼料用米の生産は拡大しており、県内でも飼料用米は地域を越えた利用もされていることから、引き続き推進を図っていきたい。また、配合飼料価格安定制度については、国において本制度を安定的に運営するよう財源確保に取り組まれているところである。 |
| ○畜産クラスター事業は規模拡大や法人化が要件とされているため、施設や機械の過剰投資を招き、補助金が畜産農家の実質的な負担減にならないとの批判も少なくない。要件を見直し、家族経営を含めて地域の多様な畜産経営が計画的に設備投資・更新などに取り組めるよう支援すること。また資金調達や債務保証の仕組みの充実をはかること。 | 畜産クラスター事業は法人化を要件としているものの、家族経営でも取り組める制度となっている。また、畜産農家の計画的な施設整備等に対して資金が円滑に融通されるよう事業も仕組まれている。 |
| ○野菜や果樹は、作柄変動に伴う値動きが大きいうえに、増大する輸入品に圧迫され、国内生産が減少を続けている。景気悪化による消費減もあいまって物財費さえ下回る低価格が多く品目でたびたび起きている。現行の野菜価格安定制度を、対象品目や産地を拡大し、保証基準価格を引き上げること。ブロッコリーを共済の対象とすること。梨の価格補償制度を創設すること。梨の共済に県の掛け金補助を行うこと。 | <p>国の野菜価格安定事業において、平成26年度から指定産地の面積要件の緩和、対象出荷期間の延長、重要特定野菜の品目追加、平成27年度には過去の価格実績に併せた保障基準額の見直しが実施されたところであり今後も動向を注視したい。なお、国の野菜価格安定対策事業の要件に満たない対象品目や産地についても、単県事業で引き続き支援していく。</p> <p>・野菜価格安定対策事業 46,686千円</p> <p>ブロッコリーを共済の対象とすること及び梨の価格保障制度を創設することについては、対象品目の枠にとらわれず農家ごとの農業経営全体を対象とした収入減少を補填する収入保険制度が1月召集の通常国会で議論される予定であり、その動向を注視したい。</p> |

| 要望項目 | 左 対 する 対 応 方 針 等 |
|---|--|
| | <p>梨の共済に県の掛金助成を行うことについては、気象災害等に伴う収入減への自己防衛策として、農家自らの判断で加入することが基本であり、県が掛金を支援することは考えていない。</p> |
| <p>○自給率の極端に低い麦・大豆の増産は急務である。土地条件の改良や栽培技術・品種の改善、加工・流通への支援などとあわせて、麦・大豆に生産費と販売価格の差額を補てんする交付金制度を復活し、充実させること。水田での作付け増をはかるため、手厚い所得補償を実施すること。国産を活用したパンや加工品の学校給食での普及・拡大を支援し、国産麦や大豆の需要拡大にとりくむこと。</p> | <p>麦・大豆については、現行の水田活用の直接支払交付金、畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）、米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）等による支援があり、国にも制度の継続を要望しているところである。安定生産に向けた栽培技術、新品種の検討については、農業改良普及所、農業試験場を中心に取り組んでいるところである。</p> <p>また、実需者との結びつきによる需要拡大の取組を支援していくこととしている。</p> |
| <p>○農業生産の4割を担う中山間地など条件不利地域での農業を維持するためには、特別の援助が必要である。中山間地域等直接支払い制度を恒久制度として立法化し、高齢化が進む実態を踏まえて、集落協定の要件の緩和、対象地域の拡大、協定期間の弾力化、事務手続きの簡素化などを進めること。高齢者率の高い集落への支援や樹園地などには補償水準を手厚くすること。農業のもつ国土や環境を保全などの多面的な機能は、農産物の価格には反映されず、農家の無償労働で国民に提供されてきたものである。これを正当に評価して、水田・畑地・樹園地など地目に応じた直接支払い（所得補償）を実施すること。</p> | <p>中山間地域等直接支払制度は平成27年度に法制化され、予算措置による事業実施から法に基づく恒久制度に見直されるとともに、棚田など耕作条件の厳しい超急傾斜地並びに小規模・高齢化集落を含む集落連携地区を対象に、別途交付金の加算措置が講じられている。</p> <p>さらに、平成28年度から、国は協定面積が15ha以上又は集落連携・機能維持加算を受けている集落協定が平成29年度までに集落戦略を策定すれば、耕作放棄地が発生しても協定農地面積全体の遡及返還から当該農地のみを遡及返還にとどめるよう交付金の返還要件を緩和している。</p> <p>今後も地元関係者の意見を聞きながら、必要に応じて国に事業制度の見直し等を働き掛けていきたい。</p> |
| <p>(林業)</p> | |
| <p>○森林所有者に再造林できる価格を保障すること。</p> | <p>再造林する場合には、皆伐も支援の対象となる花粉発生源対策促進事業の活用が可能であるほか、少花粉スギの植栽であれば9割まで補助を行っているので活用いただきたい。</p> |
| <p>○地籍調査・境界確定を促進できるよう支援すること。</p> | <p>地籍調査及び森林の境界明確化活動への支援について、引き続き当初予算において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林整備のための地域活動支援事業 41,445千円 ・国土調査事業 764,389千円 |
| <p>○急傾斜地では、林地保全などから架線集材システムが有効である。集材機の開発や技術者の養成と技術の継承、発展をはかること。</p> | <p>引き続き当初予算において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林整備担い手育成総合対策事業（安全衛生技能講習支援事業） 2,160千円 |
| <p>○公共建築物や土木事業、新たな木材製品の開発をすすめ、国産材の利用を広げること。</p> | <p>県では、平成20年に「鳥取県産材利用推進指針」を策定し、県発注の公共建築物や公共土木工事には、原則鳥取県産材を使用することとしている。</p> |

| 要望項目 | 左 対 する 対 応 方 針 等 |
|---|---|
| | <p>新たな木材製品の開発への支援について、当初予算による対応を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取発！まるごと県産材普及推進事業 8,758千円 |
| <p>○林業就業者の計画的な育成と定着化の促進、就労条件の改善をはかること。</p> | <p>引き続き当初予算において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林整備担い手育成総合対策事業 58,463千円 ・鳥取県版緑の雇用支援事業 92,425千円 |
| <p>○安全基準などILOの林業労働基準に即した労働条件や生活条件の改善にとりくみ、安心して働ける環境をつくること。</p> | <p>引き続き当初予算において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林整備担い手育成総合対策事業 58,463千円 |
| <p>○森林組合員の所有面積は、私有林面積の7割を占めており、森林組合は森林所有者の協同組織として、地域の森林整備の中心的役割を担っている。市町村行政や素材生産業、製材業などと連携し、地域林業の確立のために積極的な役割を果たせるよう支援を強めること。</p> | <p>県として川上から川下までの関係者が一体となって取組を検討・実行していく体制づくりを進めており、事業・支援策等を含めて、森林組合の意見を伺いながら取り組んでいきたい。</p> |
| <p>○「地球温暖化対策税」の使途に、森林吸収源対策を位置づけ、森林・林業における地球温暖化対策の実行に必要な財源にあてるように求めること。</p> | <p>平成28年7月に「地球温暖化対策のための税」の森林分野への活用充実に向けた要望活動を実施した。また、国で森林吸収源対策の財源確保に係る税制措置の一つとして、森林環境税（仮称）の創設が検討されており、国の動向を注視しながら対応を検討したい。</p> |
| <p>（漁業）</p> | |
| <p>○漁業経営を安定させ、乱獲を防ぎ、資源の保全をはかる資源管理型漁業をすすめ、政府の責任で魚価安定対策の強化を求めること。</p> | <p>本県においては漁業調整、水産振興の両面から資源管理型漁業を推進している。魚価安定対策を進めるため、公益財団法人水産物安定供給推進機構が主体となって、水揚げ集中等による産地価格の低迷時に、水産物の買い取り、保管を行う需給変動調整事業を行っている。</p> |
| <p>○相対取引でも大手量販店などが生産コストを無視して水産物価格を買い叩くなどの優越的な地位利用を規制する公平な取引のルールづくりを進めること。</p> | <p>本県において、そのような事例は無い。</p> |
| <p>○漁船の転覆事故を受け、沖合い底引き船の老朽化が指摘されている。国のリース事業の復活を求め、県としても造船に対する特別支援をすること。もうかる漁業の制度の活用は漁業者に大きな負担があるので活用がすすみにくい。</p> | <p>国に対し、平成28年12月21日に沖合漁業における安全操業の確保と代船建造を進めるよう要望しており、引き続き要望していくとともに、県としても県独自の事業を当初予算で検討している。また、国のもうかる漁業創設支援事業を漁業者が活用する際の負担を軽減するため、県と市町村で嵩上げ支援を行うよう当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖合漁業漁船代船建造支援事業 20,000千円 |
| <p>【災害対策】</p> | |
| <p>○被災者生活再建支援法を改正し、「全壊」の場合の支援額を300万から500万に引き上げ、半壊、一部損壊も支援対象にするよう求めること。</p> | <p>現行の支援金上限額（300万円）は、災害救助法で定める応急仮設住宅建設への支援との均衡が図られた妥当な額と考えており、引き上げを要望することは考えていない。</p> <p>また、被災者生活再建支援制度が適用されない被害に対しても、災害救助法等に基づく支援の拡充等により幅広く生活支援を行うよう、既に国へ要望している。</p> |

| 要望項目 | 左 対 する 対 応 方 針 等 |
|---|---|
| ○鳥取県被災者住宅再建支援制度は、一部損壊支援を条例の中に明記すること。 | 中部地震の対応を踏まえ、恒常的制度とすることのメリットやデメリットを整理し、市町村や議会 の意見を伺いながら今後検討する。 |
| ○住宅の耐震化への支援を引き上げること。 | 中部地震の被害状況を踏まえ、個人住宅等の耐震化を促進するため、部分耐震化にかかる支援の拡 充（耐震シェルター設置への支援制度の創設）や非構造部材（屋根瓦、天井、ガラス等）の落下防止 対策の強化等について、当初予算による対応を検討中である。 ・住宅・建築物耐震化総合支援事業 117,321千円 |
| ○地域地震係数を廃止し、耐震基準での耐震化を行うこと。 | この度の中部地震により、古い住宅では、屋根瓦（特に土葺きの瓦）のズレ・落下が多く見られ、 一部では外壁のひび割れ・落下、塀の倒れ等も発生したが、地震地域係数が要因とみられる被害は 見受けられない。また、県立施設でも天井等非構造部材の落下や柱の一部破損等が見られたが、旧 基準による取付方法や複雑な形状等が要因と見られており、地震地域係数の廃止が必要と性急に判 断することはできない。 |
| 【生活保護】 | |
| ○切り下げられた生活扶助費や住宅扶助費、期末一次扶助を元に戻すよう求めること。 | 生活保護基準の見直し、引下げについては、国民の消費動向や社会経済情勢を総合的に勘案して、 国が責任をもって設定するものであり、県として削減された部分を元に戻すよう求めることは考えて いない。また、母子加算については、生活保護基準部会において、子どもの貧困対策も踏まえた有子 世帯の扶助・加算の検証が行われているところであり、再廃止を止めるよう求めることは考えていな い。 なお、夏季加算の創設については、従来から国に要望しており、今年度も要望したところである。 また、夏季見舞金は、現状維持に努力しているところであり、増額については考えていない。 ・扶助費（見舞金分）27,167千円 |
| ○冬季加算の引下げを元にもどし、増額すること。夏季加算の創設を求め、県夏季見舞金は継続・増額すること。 | |
| ○高齢加算の復活と母子加算の再廃止を止めるよう求めること。 | |
| ○ケースワーカーを増員すること。 | ケースワーカーの配置については、社会福祉法に定められた標準数を基に、各自治体で定めること とされているが、標準数を満たしていない自治体については、生活保護法施行事務監査の際に、実施 体制の充実について指導を行っている。 なお、ケースワーカーの配置については、きめ細かい生活支援・就労支援が実施できるよう、現場 の人員配置基準の見直しも含め検討を行うよう、今年度においても国に対して要望を行っている。 また、ケースワーカーの配置は国が責任をもって行うものであり、県が配置のための独自の支援を することは考えていない。 |
| ○住む場所がなければ生活保護が受けられない。住む場所の確保を支援すること。 | 「ホームレスに対する生活保護の適用について」（平成15年社援保発第0731001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）に基づき、相談を通じて、真に生活に困窮する者に対して、居住地がないことのみをもって保護の要件に欠けるものではないことに留意し、生活保護を適正に実施すること、居宅生活が困難な者については、施設入所を含めて検討し、安定した住居のない要保護者で居宅生活が可能と判断した者が、住宅の確保に際し敷金等を必要とする場合は、生活保護法による保護の実施要領に基づいた取扱いを行うこととしている。 |

| 要望項目 | 左 に 対 す る 対 応 方 針 等 |
|--|---|
| 【医療】 | |
| ○70～74歳、75歳以上の医療費窓口負担の1割から2割への引き上げに反対すること。 | 高齢者医療の窓口負担の引き上げについては、国において、制度の持続可能性を高めるため、世代間の負担の公平、負担能力に応じた負担の観点から決定されるものであり、県として反対することは考えていない。 |
| ○後期高齢者医療保険料の特例軽減廃止は中止すること。県独自に保険料軽減すること。 | 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例は、高齢者医療制度の円滑な導入を理由に一時的に引き下げられているものであり、廃止の中止を求めることは考えていない。また、後期高齢者医療制度は保険者が責任を持って運営されているものであり、県は法に基づく応分の負担を行うよう役割を担っており、県独自の軽減制度の創設は考えていない。 |
| ○高齢者の高額療養費の自己負担額の引き上げに反対すること。 | 高齢者医療の高額療養費の自己負担額の引き上げについて、窓口負担割合の引き上げと同様に、国において、制度の持続可能性を高めるため、世代間の負担の公平、負担能力に応じた負担の観点から決定されるものであり、県として反対することは考えていない。 |
| ○一般病床の入院患者からも療養病床と同様の居住費徴収はしないよう求めること。 | 65歳以上の医療療養病床に入院する患者の居住費（光熱水費相当額）については、介護保険施設や在宅との負担の公平化を図る観点から負担を求めているものであり、現段階では、一般病棟の入院患者の居住費の負担は求められていないが、引き続き国の議論の動向を注視していく。 |
| ○国保 | |
| ★都道府県単位化にあたって国が約束した1,700億円の財政支援が300億円も削減される。国の財政責任が果たされていないことが明らかになった以上、都道府県単位化の中止・撤回を求めること。国庫負担の増額を求めること。 | <p>国保の都道府県化の前提となる国の財政支援については、平成30年度から毎年度の事業実施に必要となる1,700億円は確保され、平成29年度末までに2,000億円を積立予定としていた財政安定化基金に関して300億円減額されたものである。</p> <p>全国知事会としては、国が、減額する300億円の積立時期の明示や平成30年度以降の1,700億円の確実な財政支援が確約されない限り、都道府県移管に向けた準備を凍結するとしていたものであるが、国は、300億円については平成32年度末までに速やかに積み増し、また1,700億円の確保も確約されたことから、このたびの財政支援に合意したものであり、県として都道府県化の中止・撤回を求めることは考えていない。</p> <p>また、国庫負担の増額については、従来から、あらゆる機会を捉えて国に対して負担率の引き上げを要望しており、引き続き要望していく。</p> |
| ★県特別医療実施による国庫負担の減額調整は完全廃止を求めること。減額廃止にならなかった場合、市町村負担分を県が折半で負担すること。 | <p>特別医療費の助成は、不必要な受診の機会を増やすものではなく、乳幼児を始め生活弱者等、真に医療を必要とする者が医療を受けやすくする制度であり、子育て・少子化対策等の観点から、本来国が全国統一的に行うべきものと考えている。</p> <p>このため、国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置を見直すよう、従来から国に要望しており、本年度も4月、7月及び12月に要望を行ったところである。</p> <p>子どもの医療費助成に関しては、未就学児までを対象とする医療費助成を、平成30年4月から減額措置を行わないこととされたが、本県の医療費助成の対象年齢は18歳に達した年度末までとしていることから、見直しの対象は18歳に達した年度末までとすることや、特別医療費の助成における減額措置は、子ども以外にも、身体・知的障がい者やひとり親家庭などへの助成に対しても行われて</p> |

| 要望項目 | 左 対 する 対 応 方 針 等 |
|---|--|
| | <p>いることから、引き続き国の動向を注視し、あらゆる機会を捉えて要望を行っていく。</p> <p>なお、平成30年度の国保制度改革により県も保険者として市町村とともに、国保事業の運営を担うことになった際にも国がペナルティ措置を廃止しない場合、国庫負担分の減額に伴う県全体の国保財政への影響を考慮し、今後、対応について市町村と協議していきたい。</p> |
| <p>★市町村一般会計からの繰り入れを認めること。国保料引下げのため県が独自の財政支援をすること。</p> | <p>市町村国保財政の赤字解消のための一般会計からの法定外繰入れについては、計画的・段階的に解消が図られるよう国の国保運営方針のガイドラインにおいても示されており、県が策定する国保運営方針にその方向性を記載することとしているが、市町村国保財政の赤字については、本来解消すべきものであるが、都道府県化されても市町村単位で財政運営をされることに変わりはないと考えている。</p> <p>また、県はこれまでも法に基づく応分の負担をする役割を担っており、県として法定外の新たな財政支援は考えていない。</p> |
| <p>★「子どもの均等割」を軽減し、「平等割」「均等割」の縮小、「応益割」を廃止すること。</p> | <p>保険料の賦課は、国民健康保険法施行令で、応能負担と応益負担がそれぞれ50%の標準割合が示されているところであり、受益に応じた負担も必要と考えることから、応益割の縮小、廃止を求めていくことは考えていない。</p> <p>また、子どもに係る均等割の軽減措置等については、国の国保基盤強化協議会において、現行制度の趣旨や国保財政に与える影響等を考慮しながら、引き続き議論していくとされているところであり、国の動向を注視することとする。</p> |
| <p>★国保証の取り上げの制裁措置を規定した国保法第9条を改正し、保険証の取り上げをやめること。短期保険証、資格証明書の発行はやめること。短期保険証の留め置きは改善をはかること。</p> | <p>被保険者証の返還に伴う被保険者資格証明書の交付は、国民健康保険制度を維持していくために、被保険者に保険料を納付してもらおう仕組みとして法定されているものであり、必要な仕組みと考えている。</p> <p>市町村は、被保険者資格証明書の交付に当たっては、特別の事情の有無など、滞納世帯の状況を把握するよう努めており、県では、引き続き市町村に対し適切に運用するよう助言していく。</p> <p>また、短期被保険者証の交付については、世帯主と直接面会できる収納の貴重な機会と捉えているが、一方で、世帯主が窓口で納付相談に来ないことにより、短期被保険者証を窓口で長期間留保することは望ましくないため、被保険者の手元に届くよう電話連絡、家庭訪問を行うなど、適切な取り組みを行うよう市町村に助言していく。</p> |
| <p>★機械的な差し押さえはせず、滞納者の生活実態をつかんで、困窮者には「処分停止」するなど、本来の徴税原則に沿った対応を徹底すること。保険料の延滞金に減免制度を適用すること。</p> | <p>滞納処分の手続きは、国保財政の安定的な確保と負担の公平性確保の観点から必要と考えており、市町村は、滞納処分に当たっては、特別の事情の有無など、滞納世帯の状況を把握するよう努めているところであり、県では、引き続き市町村に対し、滞納処分の手続きを適切に行うよう助言していく。</p> <p>また、延滞金は、保険料を納期限までに納めてもらうために必要な制度と考えており、一律に延滞金を徴収しないことを市町村に指導することは考えていない。</p> |
| <p>★国保法第44条には、生活に困窮する国保加入者の窓口負担（一部負担金）を、自治体の制度で減免できる旨が規定されているが、国の示した減免基準は、対象者を、</p> | <p>医療費の一部負担金の減免は、特別な理由により、生活が著しく困難になった場合において保険者である市町村が必要であると認めるときに行うものであり、国は収入減少の認定基準を通知により示しており、現段階で国にさらなる認定基準の拡大を求めることは考えていない。</p> |

| 要望項目 | 左 に 対 す る 対 応 方 針 等 |
|---|--|
| <p>▽災害・失業等による収入激減、▽現在の収入が生活保護基準以下、▽預貯金が生活保護基準の3カ月分以下、▽入院治療を受けている人などに限定し、減免期間も1カ月ごとの更新制で「標準期間」を3カ月とするなど、制度の適用をきわめて“狭き門”となっている。対象拡大を国に求めること。</p> | |
| <p>○「混合診療」の拡大に反対し、皆保険制度を守るよう求めること。</p> | <p>誰もが安心して医療を受けられる国民皆保険制度の維持は必要であると考えている。 混合診療の拡大としては、平成28年度診療報酬改定において「患者申出療養」制度が創設されたが、これは、保険収載されていない先進的な医療について、患者の思いに応え、一定のルールの下に保険診療との併用を認めるというものである。国はこれにより「いわゆる混合診療を無制限に解禁するものではない」と説明しており、現在、県内での実績もないことから、制度の実施による県民への影響等を注視していきたい。</p> |
| <p>○無料低額診療事業の拡大、県立病院でも実施し、院外調剤を適用するよう求め、県独自の支援を行うこと。</p> | <p>無料低額診療事業は、国独自の制度であることから、低所得者に対する医療の支援策については、まずは、国において社会保障制度全体の見直しの中で検討すべきものと考えている。 無料低額診療事業は、戦後の公的医療保険制度が未整備で不十分な昭和26年当時に導入されたことから、時代にそぐわない面もある。 その後、国民皆保険制度の成立や生活困窮者に対する保険料減免の仕組みなど、公的医療保険制度が充実してきた結果、当該事業によらなくても対応が可能になってきており、県立病院で実施することは考えていない。</p> |
| <p>【介護】</p> | |
| <p>○要支援1・2の保険はずし、特養入所の要介護3以上の限定、利用者の2割負担導入、介護施設の食費・居住費の「補足給付」の対象限定などの大改悪を中止すること。人権無視の資産調査はやめること。要支援1・2は今までどおりの支援が受けられるようにすること、新総合事業への支援をすること。</p> | <p>要支援1・2の高齢者について、総合事業に移行した後も、専門サービスが必要な方は、引き続き既存の予防給付（訪問介護・通所介護）相当のサービスを受けることができる。 特別養護老人ホームの新規入所者が原則要介護3以上の高齢者とされたことについては、施設機能の重点化を図る上では相当の取扱いであると考えている。なお、要介護1・2の方についても、やむを得ない事情により特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、特例的な入所が可能とされている。 介護費用の増大が見込まれる中で介護保険制度を持続するためには、利用者の負担割合を2割とすることにより、一定以上の所得のある方から利用料を負担いただくことはやむを得ないと考えている。なお、高額介護サービス費制度により、自己負担額が一定額を超える場合には、所得に応じて費用の還付があるなど、無条件に2割負担となるものではない。 自己負担が原則の施設入所費用の食費及び居住費については、介護保険料を財源とした補足給付の支給により低所得の方の負担軽減を図っているところであるが、在宅で暮らす方や保険料を負担する方との公平性を更に高めるため、一定以上の預貯金等の資産のある方等について、相応の負担をいただくこともやむを得ないと考えている。なお、資産等の確認については、補足給付申請時の申告によ</p> |

| 要望項目 | 左 対 する 対 応 方 針 等 |
|---|---|
| | <p>り資産状況等を確認した上で、市町村において疑義が生じた場合のみ銀行等への照会が行われるものであり、補足給付制度の適正利用確保のためにはやむを得ないと考えている。</p> <p>以上のことから、県として制度の中止を国に働きかける考えはない。</p> <p>また、新総合事業に対する支援として、地域の助け合いの創出など市町村等の取組を強力に後押しする取組や事業所運営に関する研修会の実施などについて当初予算での対応を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みんなで支え合う地域包括ケア全県展開事業 10,929千円 ・地域包括ケア推進支援事業 2,087千円 ・介護の職員資質・職場環境向上事業（介護報酬処遇改善加算取得対策事業） 230千円 <p style="text-align: center;">〃</p> <p style="text-align: right;">（処遇改善加算取得相談窓口設置事業） 1,500千円</p> |
| <p>○介護報酬引き上げ、せめて削減分を取り戻すことを求め、介護報酬とは別枠の介護職員の処遇改善を行うこと。</p> | <p>介護報酬については、全国一律の制度として国の社会保障審議会介護給付費分科会等における検討の結果設定される。前回の介護報酬の改定に係る検証調査が国の社会保障審議会介護給付費分科会の介護事業経営調査委員会において実施され、その検証結果も踏まえて、介護給付費分科会において介護報酬改定に係る検討が行われるので、その状況を注視していきたい。</p> <p>また、介護職員の賃金改善等を行う介護職員処遇改善加算については、平成27年度から介護職員1人当たり月額1万2千円相当の拡充が行われ、平成29年度からさらに月額1万円相当の上積みとなる加算の新設により、介護職員に対する一層の処遇改善が図られることから、県独自で加算を上乗せするなど別枠での対応は考えていない。</p> |
| <p>○特別養護老人ホームを増設すること。軽費老人ホームを増設すること。</p> | <p>特別養護老人ホームについては、介護保険料への影響が大きいため、市町村において介護保険事業計画の中で検討され、地域の実情に応じて計画的に整備されている。広域型の特別養護老人ホームなどの整備については、市町村の意見を聞きながら、介護保険事業支援計画の中で検討していきたい。</p> <p>軽費老人ホームについては、現状として具体的な要望があがっていないため、新規の整備は考えていない。</p> |
| <p>○介護保険の国庫負担の引き上げ、（政府も言った50から60%）へ、介護保険料・利用料の減免を更に広げるよう、県が支援すること。</p> | <p>介護保険制度上、低所得者保険料軽減強化事業などの低所得高齢者への配慮が制度化されていることから、県独自の支援制度を設ける考えはない。</p> |
| <p>○夜間体制を2：1にできるよう独自支援もすること。</p> | <p>介護保険施設における人員基準については、適切な介護サービスの提供を可能とする基準を定めたものであり、全国一律の制度として設定されていることから、県独自の支援制度を設ける考えはない。</p> |
| <p>○ケアプランの有料化に反対すること。</p> | <p>ケアマネジメントに関する利用者負担については、国の社会保障審議会介護保険部会で議論され、平成28年12月9日に示された「介護保険制度の見直しに関する意見」において「引き続き検討を行うことが適当である。」と示されたところであり、引き続き、国の検討状況等を注視していく。</p> |
| <p>○地域の高齢者を支える自主的組織は、要支援者サービスの肩代わりの押し付けはやめ、連携の促進、財政的な支援、後継者作りなどを推進すること。</p> | <p>少子高齢化が進む中、地域全体で高齢者を支援していくため、専門職には中重度者のケアを担っていただき、軽度者に対する生活支援や介護予防については、元気な高齢者をはじめとした地域住民やボランティア団体等の多様な主体がサービスを提供する地域づくりが求められている。</p> <p>このため、地域の助け合い活動創出・担い手育成など、市町村の生活支援サービスの体制整備に向</p> |

| 要望項目 | 左 に対する 対応方針等 |
|--|---|
| | <p>けた取組を強力に後押しするよう当初予算での対応を検討している。</p> <p>・みんなで支え合う地域包括ケア全県展開事業 10,929千円</p> |
| <p>○24時間体制の「定期循環随時対応訪問介護看護サービス」の報酬や人的体制への支援をすること。</p> | <p>介護報酬については、全国一律の制度として国の社会保障審議会介護給付費分科会等における検討の結果設定されていることから、現時点において県独自の支援については考えていない。</p> |
| <p>【年金】</p> | |
| <p>○2013年～15年度「特例水準の解消」で2.5%の年金削減をした。更に「マクロ経済スライド」を2015年に初めて発動し、0.9%の年金削減を実施。これで安倍政権発足後の4年間で公的年金はマイナス3.4%と大幅減となった。今後もマクロ経済スライドによる調整を2040年代まで継続し、年金削減を計画。更に年金カット法案。更に、社会保障改革工程表には、一定所得を超える高齢者の年金の一部支給停止、年金支給年齢の65歳を引き上げ、年金課税強化を閣議決定。年金削減を中止し、最低保証年金制度の導入。無年金、定額年金問題の解決を求めること。</p> | <p>年金の制度改革は、持続可能性、世代間の公平性などの観点から社会保障制度全体の枠組みの中で、国において総合的に検討をされるべきものと考えており、国に要望することは考えていません。</p> |
| <p>○「消えた年金」「消された年金」問題は、国が引き起こした問題であり、被害者には何の責任もない。一人ひとりに情報をきちんと提供し、相談、問い合わせ、記録の照会や訂正など未払い金の支払いを早急に行う求めること。</p> | <p>年金記録問題については、公的年金制度の管理運営責任を負う国において、責任を持って適切な対応策を講じ、問題解決をすべきものと考えており、国に要望することは考えていません。</p> |
| <p>【障がい者】</p> | |
| <p>○障害者総合支援法ではなく、障がい者総合福祉法の制定を。応益負担は廃止し、利用料は無料に。食費等の自己負担制度の廃止を。特別医療費助成は元の無料に。</p> | <p>平成25年4月に障害者総合支援法が施行されたが、附則で施行後3年を目処として、障害福祉サービスの在り方等について検討が加えられ、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされたことから、平成27年12月に社会保障審議会障害者部会により報告書が出され、平成28年6月に障害者総合支援法が改正（※一部を除き、平成30年4月施行）されたところである。当該部会には各障がい者団体、医療関係者、学識経験者、自治体関係者等が参画しており、また、報告書作成にあたっては、各障がい者団体に対するヒヤリングを行い、19回にわたって施策全般の見直しに向けた検討が行われたものであり、障害福祉サービスに係る諸課題について一定の方向付けがなされたものと認識しており、障がい者総合福祉法の制定を求めることは考えていない。また、障害者自立支援法で規定された応益負担については、平成24年から応能負担を原則とすることが明確化されており、障害福祉サービス利用者の93.3%が無料でサービスを利用（平成27年3月）していることから、利用料を無料にすることを国に求めることは考えていない。</p> <p>また、障害者総合支援法では、利用者が受けたサービスに係る費用のうち、食事の提供に要する費</p> |

| 要望項目 | 左に対する対応方針等 |
|---|--|
| | <p>用等については、利用者の障がいの状況や生活の場いかにかわらず必要となる費用の利用者間の負担の均衡を図る観点等から報酬の支給対象から除かれており、利用者負担とされている。これは、介護保険制度や医療費制度でも同様の考え方であり、合理性があることから、廃止を求めることについては考えていない。</p> <p>なお、特別医療対象者（障がい者）の一部負担金は、特別医療費助成制度が安定し、持続可能な制度となるよう、平成20年4月に導入されたものであり、導入にあたっては市町村民税「本人」非課税者に係る一部負担金の月額負担上限額を通常の助成対象者の半額に軽減し、低所得者に対して既に一定の配慮を行っているため、これ以上の負担軽減は考えていない。</p> <p>・特別医療費助成事業費 1,665,836千円</p> |
| ○介護保険優先原則の廃止を。 | <p>障害福祉サービス等の利用にあたっては、障害者総合支援法第7条に基づき、自立支援給付に相当するサービス内容であれば、他の法令給付が優先され、65歳以上の者については、原則、介護保険が優先されることになっているが、公費負担制度よりも社会保険制度の給付を優先するという社会保険制度の原則に基づいていることから、廃止することについて国へ要望することは考えていない。</p> |
| ○障害者総合支援法は日払いから月額払いにもどし、基本報酬の大幅引き上げを。 | <p>事業所報酬の「日払い」は、利用者本位のサービス提供の観点から、利用者が自らサービスを選択し、複数のサービスを組み合わせる利用ができるものであることから、月額払いへの変更を国に求めることは考えていない。平成30年度当初に予定されている報酬改定に向けて、手厚い支援の必要な人が必要なサービスを受けられるよう、国に対して十分な支援が行える報酬の設定を今後も要望していく。</p> |
| ○地域生活支援事業の予算を義務的経費化し、必要なサービスの量と質を保障する抜本的な改正をすること。利用料やメニューの地域間格差をなくすこと。移動支援事業、意思疎通支援事業などの利用料を無料化し、国の制度として位置付けるよう求めること。 | <p>地域生活支援事業は市町村の判断により柔軟に実施できる事業であり、地域特性や利用者ニーズに応じた柔軟な対応を行うよう機を捉えて市町村に働きかけていくとともに、市町村が地域生活支援事業に積極的に取り組めるよう、必要な財源の措置について国に要望していきたい。</p> |
| ○障害者作業所の工賃助成をすること。 | <p>工賃は、就労系障がい福祉サービス事業所において障がいがある方が製作された物品の販売、サービスの提供等により得られた利益をもとに支給されるもので、基本的には労働の対価として支払われるべきものであるため、工賃を補填するような助成については考えていない。</p> <p>障がいのある方の所得向上については、税金による工賃の直接的な補填ではなく、全国共通のセーフティネットである障害年金制度、生活保護制度、特別障害者手当制度等の基礎的支援を踏まえながら、各地方公共団体が工賃の向上等に資する事業を実施していくことが望ましいと考える。</p> |
| ○精神障害者の運賃割引。JR・航空運賃や高速道路の通行料金の割引制度の改善・拡充をすること。 | <p>JR、航空会社、バス会社などの民間事業者が実施している運賃割引制度については、まずは民間事業者において検討していただくべきであると考えている。</p> |
| ○情報アクセスコミュニケーション法、手話言語法の制定を求めること。 | <p>「手話言語法（仮称）」や「情報コミュニケーション法（仮称）」の制定については国に対して従前から求めており、今後も引き続き、法制化を要望していきたい。</p> |
| ○通級指導教室を増やすこと。 | <p>通級指導教室については、市町村からの要望を踏まえ、国の加配を活用して順次設置を進めてきたところである。</p> |

| 要望項目 | 左に対する対応方針等 |
|--|--|
| | <p>国は平成29年度から通級指導担当教員を基礎定数化する予定であり、児童生徒の実態に応じた教員の配置が推進されるものとする。</p> |
| <p>【子ども・子育て】</p> | |
| <p>○育児休業中の所得補償を男女ともに3か月間は100%とし、保育所入所ができない場合は1年以内の延長を可能とするよう求めること。育休中の代替要員確保の助成金の増額、助成期間を延長するよう求めること。非正規雇用の育児休暇取得を、6か月以上勤続するすべての労働者を対象とするよう求めること。子ども看護休暇は、学校行事にも参加できるよう家族休暇制度とするよう改善をもとめること。</p> | <p>育児休業中の所得補償については、育児休業取得期間の延長、育児休業給付金支給割合の引き上げを国に対し、「日本創生のための将来世代応援知事同盟」で要望を行っている。</p> <p>また、育児休業期間の1年6ヶ月から2年への延長については、今通常国会に育児介護休業法の改正が提出されると承知している。</p> <p>その他の項目については、政労使三者構成原則の下、国の審議会において議論されるべきと考えます。</p> |
| <p>○国に保育士の賃金引上げと配置基準の引き上げを求めること。また県独自の処遇改善や、5歳児の配置基準の改善に取り組むこと。</p> | <p>保育士等の処遇改善及び配置基準の引上げについては、継続して国に要望しており、引き続き要望していく。</p> <p>なお、保育士等の処遇改善については、国の平成29年度予算において、+2%（3%（現行）→5%）の処遇改善に加えて、経験年数が7年以上の中堅職員に対して月額+4万円、経験年数が概ね3年以上の職員に対して月額+5千円の処遇改善が盛り込まれており、これら国制度を活用した処遇改善を推進していく。</p> <p>また、本県では従来より、市町村と協力して1歳児加配や障がい児加配を国制度に上乗せして実施し、これらを通じて保育の質の向上と処遇改善を行っているところであり、これらについても引き続き実施することを検討しているが、5歳児加配については、実施主体である市町村の合意が得られていないことから、現時点で実施する予定はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設型給付費県負担金 1,769,770千円 ・地域型保育給付費県負担金 224,567千円 ・低年齢児受入施設保育士等特別配置事業 143,961千円 ・保育サービス多様化促進事業 142,121千円 |
| <p>○保育は国と自治体の責任で設置運営し、営利企業ではなく、公立や非営利を基本として認可するようにすること。</p> | <p>特定の設置者のみ認可することは、法に定める県の認可権限を逸脱しており、公平性の観点から不適切である。</p> <p>なお、県は、保育所の設置者に関わらず、当該施設において、条例に定める基準や設置者の運営状況等を確認して認可を行っており、その実施状況等については、毎年の指導監査において確認している。</p> |
| <p>○認可保育所が増設できるよう、公立保育所に対する国の新たな財政支援制度の創設を求め、保育所の建設や分園の設置・改修への補助、運営費の国庫負担の復活を求めること。</p> | <p>公立保育所の設置・運営に係る経費は、一般財源化されていることから、県として、国に新たな財政支援制度の創設等を求めることは考えていない。</p> |

| 要望項目 | 左に対する対応方針等 |
|---|--|
| <p>○小規模保育、認定こども園は、認可保育所と同等の基準を満たせるよう、人的配置や施設整備の支援制度を創設すること。</p> | <p>小規模保育事業所の職員配置及び設備等に関する基準は、園庭や調理室の設置が義務付けられていないことを除き、認可保育所とほぼ同様である上、職員配置基準においては、保育の質確保を図るため、保育所と同様の配置基準に加えて1名の配置が必要となっている。なお、認定こども園については、学級担任の配置や保有資格要件（保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を保持する必要）があるなど、保育所以上の基準が求められている。</p> <p>また、小規模保育事業所及び認定こども園については、いずれも認可保育所と同様に、施設整備の支援を行うとともに、県の加配制度の対象としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低年齢児受入施設保育士等特別配置事業 143,961千円 ・保育サービス多様化促進事業 142,121千円 ・【2月補正】小規模保育整備事業 14,000千円 |
| <p>○保育料の完全無償化を実現すること。保育料軽減は第一子から行うこと。第二子の保育料軽減の所得制限を撤廃すること。</p> | <p>保育料は、保育の実施者である市町村が地域の実情等を勘案して定めるものであるため、保育料の無償化・軽減については、県は市町村と十分に連携して進める必要があるが、保育料の無償化・軽減について、第2子の所得制限の撤廃は元より、全県で全ての子どもを対象として実施することは、県・市町村ともに相当の財政負担を伴うため困難である。</p> <p>なお、国の幼児教育無償化については、市町村民税非課税世帯の第2子無償化等、低所得世帯について一定の拡充が図られたところであるが、幼児教育の段階的無償化のさらなる推進を図るため、引き続き要望していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育料無償化等子育て支援事業 495,977千円 ・中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業 72,931千円 |
| <p>○学童保育の増設・分割促進のため、独自の施設整備のかさ上げを行うこと。指導員の処遇改善加算を行うこと。利用料軽減への県の支援を。特にひとり親世帯、多子世帯に対し、県が支援すること。</p> | <p>平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度が円滑に実施できるよう、平成26年度に放課後児童クラブの施設整備に係る補助金の単県かさ上げを実施したが、そのような特殊な事情がない以上、単県による補助金のかさ上げ助成を行うことは考えていない。なお、平成28年度に引き続き平成29年度においても、一定の条件を満たす放課後児童クラブの施設整備に対して、国の補助負担率の嵩上げが実施される予定である。</p> <p>指導員の処遇改善については、平成29年度の国の予算に必要な経費が計上されている他、単県でも独自に児童の遊びを指導する資格を持つ指導員に対する処遇改善について補助金を交付しており、引き続き支援していく。</p> <p>放課後児童クラブの利用料は、放課後児童クラブを実施運営する市町村又は民間団体が定めている。利用料水準を抑えているため軽減措置を新たに設けるニーズがないクラブがある一方で、実務的な課題により軽減できないクラブもあり、県として統一的な軽減制度を設けることは考えていない。</p> |
| <p>○子どもの医療費の窓口負担を廃止し、完全無料化すること。せめて就学前を無料にすること。</p> | <p>子どもの医療費助成は、市町村との協働で取り組んでいるものであり、平成29年度からは在宅療養における訪問看護に係る経費も対象にすることとしているが、窓口負担をなくし完全無料化することは、県及び市町村において相当な財政負担が生じるため、実施は困難である。</p> |
| <p>○児童手当の支給期間を中学校卒業から18歳まで延長を</p> | <p>児童手当は、家庭等における生活の安定と児童の健全育成を目的とした給付であり、子育て税制</p> |

| 要望項目 | 左に対する対応方針等 |
|--|---|
| 求めること。 | と並列の枠組みで、国の責任において実施されるものであるため、県として支給期間の延長を求める予定はない。 なお、児童手当の支給対象年齢及び支給額は、児童手当法施行以降、順次拡大している。 |
| ○子育て世代への家賃補助を行うこと。 | 経済的理由で結婚に踏み出せない低所得者を対象に、結婚に伴う新生活スタートに係る新居の住居費について、平成28年度から市町村と協働で支援を始めたところであるが、子育て世代への家賃補助ということであれば、県及び市町村において相当な財政負担が生じるため、実施は困難である。 |
| ○ひとり親家庭の児童扶養手当の支給額を第一子も1万円に抜本的に引き上げること。所得制限を見直し、多子加算の引き上げを求めること。支給開始5年後の半減化措置を廃止するよう求めること。20歳までを支給対象とするよう求めること。 | 全国一律の国の制度であり、国の責任において見直しが行われていることから、県として国へ要望することは考えていない。 |
| ○婚姻歴のないシングルマザーも、寡婦控除の対象となるよう法改正を求めること。県独自に、みなし寡婦控除を拡大すること。 | 寡婦控除の適用については、与党の平成28年度「税制改正大綱」において、「寡婦控除については、家族のあり方にも関わる事柄であること等から、所得税の諸控除のあり方の議論の中で検討を行う。」とされているところであり、現時点では、法改正を求めること及び県独自の拡大については考えていない。 |
| ○生活保護の母子加算廃止の動きに反対すること。 | 生活保護の母子加算については、生活保護基準部会において、子どもの貧困対策も踏まえた有子世帯の扶助・加算の検証が行われているところであり、再廃止を止めるよう求めることは考えていない。 |
| 【教育】 | |
| ○学校給食費の助成・無償化をすすめること。県立高校での給食制度を創設すること。 | 学校給食法では、学校給食の経費負担について、学校給食の実施に必要な施設、設備、運営に係る経費は設置者が、学校給食費（食材費）は保護者が負担することと定められていることから、県としては給食費の助成や無償化を進めることは考えていない。 また、学校給食法で定められている学校給食とは、義務教育諸学校において児童又は生徒に対して実施される給食とされているため、県立高校での給食制度の創設は考えていない。 |
| ○大学授業料の軽減と給付制奨学金制度の創設を国に求めること。国が検討中の給付制奨学金は、所得や成績要件があり対象が狭く、財源も母子寡婦手当の削減など低所得者対策の削減によるものであり、これでは意味がない。対象拡大を求めること。現在のすべての奨学金を無利子化し、既卒者の奨学金の返済免除制度の拡充を求めること。 | 大学授業料減免の充実、給付型奨学金制度の創設及び貸与基準を満たす希望者全員への無利子奨学金の貸与については、平成29年度から創設が予定されているところである。 給付型奨学金制度における選考基準等の制度の詳細については、今後示される予定であるため、当面その動向を見守ることとしたい。 返還免除制度の拡充については、減額返還制度や返還期限の猶予と併せて平成28年7月に制度の拡充を国に要望した。 |
| ○義務教育の子どもの給食費・学用品代、修学旅行費などを援助する就学援助の支給額を実態にあった水準に引き上げるよう求め、県も上乘せ支援すること。準要保護世 | 義務教育段階の就学援助は、学校教育法第19条の規定により市町村の責務とされている。 市町村が行う要保護者への就学援助に対しては国庫補助が行われており、「新入学児童生徒学用品費等」の単価引き上げが検討されているため、県として国に働きかけたり、独自に支援することは考 |

| 要望項目 | 左 対 する 対 応 方 針 等 |
|--|--|
| <p>帯への就学援助は一般財源化からもとの国庫補助金へ復活・拡充し、県も上乗せ支援すること。</p> | <p>えていない。</p> <p>また、準要保護者に対する就学援助については、三位一体改革により平成17年度から国の補助の廃止、税源移譲・地方財政措置が行われたものであり、県として国庫補助の復活・拡充を働きかけたり、独自に支援することは考えていない。</p> |
| <p>○高校授業料は、就学支援金制度から、完全無償化へもどすこと。教材費への補助をすること。</p> | <p>授業料無償制の所得制限の導入は、奨学のための給付金（高校生等奨学給付金）や家計急変への支援等、教育費の負担軽減施策と併せて行われたものであり、限られた財源の中で制度を維持するために必要なことと考えている。</p> <p>また、奨学のための給付金や無利子の奨学金制度も有ることから、教材費への補助については考えていない。</p> <p>市町村民税所得割非課税世帯の高校生の教材費については、鳥取県高校生等奨学給付金によって措置をしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校生等奨学給付金事業 229,184千円 |
| <p>○スクールカウンセラーは、義務教育全校にそれぞれ配置すること。</p> | <p>現在、スクールカウンセラーをすべての市町村立中学校に配置し、校区小学校の相談にもあたっており、すべての学校の相談に対応できる体制を整えている。</p> <p>スクールカウンセラーは、学校における教育相談の機能の充実を図ることを目的に配置しており、学校における児童生徒、保護者からの相談は、まず教職員が対応していることから、現在の配置を継続していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校対策事業 22,938千円 |
| <p>○国の責任で早期に35人学級を実現し、30人以下学級を実施するよう求め、県も30人以下学級とすること。</p> | <p>国に対して、本年度も10月に少人数学級の拡充のための教職員定数の改善など、少人数教育推進について要望したところである。</p> <p>また、本県においては市町村の協力のもと、平成24年度から小学校1・2年生の30人以下学級、中学校1年生の33人以下学級、その他の学年の35人以下学級を実施してきたところである。</p> <p>拡充した少人数学級の成果や課題、また適切な学級規模等の検証が必要であり、現在のところ30人学級へさらに拡充することは考えていない。</p> |
| <p>【公共事業】</p> | |
| <p>○美術館建設は中止を。</p> | <p>県立美術館については、現在、基本的な方向性を取りまとめた構想づくりを検討委員会で進めているところである。</p> <p>その検討過程で、建設場所を除いた構想内容について県民3,000人を対象に意識調査を実施したところ、7割前後の方がこの構想に沿って美術館の整備を進めていくべきだと回答されている。</p> <p>この調査結果により、県民の多くは美術館の整備を望んでおられることが明確になったので、今後、美術館の建設場所がより多くの県民に支持していただける場所に絞り込まれ、適切な基本構想が取りまとめられたら、それをできる限り尊重して、多くの県民の願いをかなえるべく努力していく。</p> |
| <p>○公共施設管理計画でのPFI、PPPは導入しないこと。</p> | <p>PPP/PFIは、公共と民間が連携して、それぞれお互いの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の活力や住民満足度の最大化を図るものである。</p> |

| 要望項目 | 左 に 対 す る 対 応 方 針 等 |
|--|---|
| | <p>本県においてはこれまでも、県有施設等の管理にあたり、民間への指定管理者制度の導入等の民間ノウハウを活用する取組を進めてきたところであるが、今後、更に施設管理の効率化や経費縮減を図るため、PPPやPFI等の民間活力を取り入れた手法の導入について検討を行っていく。</p> |
| <p>■ 中海環境修復</p> <p>・ 中海の森山堤の一部開削が行われて7年が経過しました。魚種・漁獲が増えてこそ中海再生の証しですが、島根水産試験場の調査で年々漁獲量は減り、魚種は鳥取県水産試験場調査でも平成25年28種、26年26種、27年13種と減少傾向は止まりません。中海会議でも圏域首長からも堤防開削の効果が認められず、再生の方針も示されないことで、モニタリングだけでいいのかといらだちともとれる指摘が上がっていました。県として漫然とモニタリングやワーキングチームの検証だけでなく、中海再生のため以下のことを国に求めること。</p> <p>① 硫化水素の発生源となっている窪地の埋め戻し、本庄工区の底地の区画を取り除きヘドロがたまらない様にする こと。</p> <p>② 有効活用されていない干拓地の直立護岸を干潟にするよう浅場を大幅に広げること。</p> <p>③ これまで実施していない両堤防の開削をして、とまったままの反時計回りの潮の流れをおこすこと。そのためにも中海を古くから知っている漁業者や研究者などの意見を聞く場を設けることなど中海会議で積極的に提案すること。</p> | <p>窪地対策や浅場造成の規模拡大のほか、海藻回収による水質浄化対策等の新たな対策も含め、河川管理者として積極的に推進するよう、従来から国に対して要望している。</p> <p>堤防の開削については、鳥取・島根両県知事の協定書(平成21年12月締結)に基づき、中海全域の水質の継続的な変化について、科学的データに基づき協議した上、新たな水質改善策を講じる必要が生じたと判断される場合において、「中海会議」の場などで幅広く適切な対策を検討する中で、議論、検討していくものと考えている。</p> <p>なお、科学的データを評価する中海研究者や古くから中海を知る漁業者の意見を聞くことは非常に重要と考えている。</p> |
| <p>■ 管理型産廃処分場建設を中止すること</p> <p>① 水脈の調査については地質調査だけでなく、地質踏査をやるべきという専門家の指摘もある。地質踏査によって得られる情報は、土木・建築構造物などの計画段階においては最も重要な基礎データの一つとして施設の立地の可否判定や配置計画に用いられ、総合的な解析ができるものである。住民の間に地質調査、水脈についてのセンターの判断には不信感、不安感があることから、土木全般・防災・環境保全等の検討に不可欠なものとして、センターに地表地質踏査の実施を求めること。</p> | <p>環境管理事業センター（以下「センター」という。）は、最終処分場設置に係る生活環境影響調査の実施や施設設計に当たり、必要な地質踏査・調査を実施して事業計画を作成している。事業計画は昨年11月に県に提出され、既に条例手続が始まったところであり、関係住民からご意見等があれば見解書等で対応されるものと考えている。</p> <p>また、県においては、生活環境影響調査の実施にあたり、各分野の専門家による方法書の検討会での意見も踏まえセンターを指導してきたところであり、今後とも条例手続の中で廃棄物審議会の意見も聴きながら、必要に応じて指導助言することとしている。</p> |

| 要望項目 | 左 に 対 す る 対 応 方 針 等 |
|---|--|
| <p>■生活保護</p> | |
| <p>受給者が医療に係るときには事前に保護課に出向き医療券を受け取ることになっているが、身体的にも金銭的にも負担が大きいことから、全県的に神戸市のように電話で事前に保護課に要請すれば、保護課から診察を受ける医療機関に医療券を送付することができるよう改善すること。</p> | <p>「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年社発第727号厚生省社会局長通知）に、医療券の交付に当たっては被保護者をして医療券交付処理簿に受領印を押させ、又は被保護者から受領証を徴することとされ、医療券の医療機関への直接交付は、被保護者が入院中であつて扶養義務者がいない場合等、これが困難な場合とされていることから、被保護者への医療券の交付が困難な場合を除いて、電話による事前の要請に対応して医療機関へ医療券を送付することは考えていない。</p> |